

電気需給仕様書

1 概要

- (1) 仕様書番号 総契第04-1号
- (2) 業務名 郡上市有施設で使用する電気の調達（郡上市役所本庁舎他14施設）
- (3) 対象施設 別表のとおり。
- (4) 施設所在地 別表のとおり。

2 仕様

- (1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備
 - ア 電気方式 交流3相3線式 1回線受電
 - イ 受電電圧 6,600ボルト
 - ウ 計量電圧 6,600ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 非常用自家発電設備 別表のとおり。
- (2) 契約電力、予定使用電力量
別表のとおり。
- (3) 供給期間
令和4年4月1日0時00分から令和5年3月31日24時00分まで
- (4) 電力計の検針
 - ①検針装置 別表のとおり
 - ②電力会社の検針方法
通信線設備を通じての自動検針及びその他計器による訪問検針。ただし、財産については郡上市内を接続供給区域とする旧一般電気事業者のものである。
 - ③接続供給契約等による債務の負担
供給者が旧一般電気事業者と接続供給契約等を締結し、需要者に電気の供給を行う場合において、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は、供給者が負担するものとする。
- (5) 需給地点、電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点
対象施設の郡上市所有の開閉器の電源側接続点。

3 その他特記事項

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。契約電力は契約上使用できる最大需要電力（キロワット）を契約電力とし、次による。
 - ア 契約電力が500キロワット未満の場合
各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、い

ずれか大きい値とする。ただし、需要者の受電設備を増加する場合等、1年を通じての最大需要電力が増加することが明らかな場合は、需要者と供給者との協議によって定めるものとする。

イ 最大需要電力とは、需要電力の最大値であって、旧一般電気事業者が需要者の需要地点に設置する電力取引メータにより計量される値をいう。また、燃料費の変動に伴う燃料費調整額については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が公表する額を用いる。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%、それぞれの月の契約電力は、あらかじめ郡上市で定めた契約電力によるものとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金については考慮しないこと。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 基本料金、電力量料金の契約単価は税込価格で小数点以下第二位までとし、その端数は切り捨てる。

オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(3) 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率変更があった場合は、変更後の税率によって算出される変更契約単価にて基本料金、電力量料金の算出を行う。この場合における変更契約単価は小数点以下第二位までとし、その端数は切り捨てる。

(4) 毎月の検針書、請求書は、各施設担当部署、指定管理施設の場合にあつては指定管理者へ送付すること。

(5) 不当介入における通報義務については、次のとおりとする。

ア 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(6) この仕様書に定めのない事項については、需要者と供給者で協議の上、決定するものとする。